

一般社団法人石川県医療在宅ケア事業団 かほく高松訪問看護ステーション 指定訪問看護[指定介護予防訪問看護]事業運営規程

(事業所の名称)

第1条 この事業を行う事業所を「訪問看護ステーション」（以下「ステーション」という。）とし、その名称及び所在地は次のとおりとする。

- 一 名称 かほく高松訪問看護ステーション
- 二 所在地 かほく市高松ク42番地1

(目的)

第2条 このステーションは、居宅等の要介護状態（介護予防にあたっては要支援状態）の利用者に対し看護師等を訪問させ、介護に重点を置いた看護サービスを提供する事業（以下「事業」という。）を行い、在宅医療の推進を図ることを目的とする。

(運営方針)

第3条 この事業は、要介護状態の利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるように配慮して、その療養生活を支援し、心身機能の維持回復や生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

- 2 ステーションは、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
- 3 ステーションは、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、職員に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。
- 4 指定訪問看護[指定介護予防訪問看護]（以下「訪問看護」という。）の提供にあたっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。

(実施主体)

第4条 この事業の実施主体は、一般社団法人石川県医療在宅ケア事業団（以下「事業団」という。）とする。

(対象者)

第5条 この事業の対象者は、居宅等において要介護・要支援状態にある者や難病患者や重度障がい者等で療養が必要であり、病状安定期にあり、かかりつけの医師が訪問看護の必要性を認めた者とする。

(指定訪問看護[指定介護予防訪問看護]の内容)

第6条 訪問看護を行うには、かかりつけの医師が交付する訪問看護指示書に基づいて看護師等が家庭を訪問し、病状の観察、清拭、褥瘡処置、カテーテルの管理、リハビリテーションあるいは家庭での療養上の指導等含むサービスの提供を行う。

(職種、員数、職務内容、責務等)

第7条 保健師及び看護師は、常勤換算で2.5人以上とする。理学療法士、作業療法士

又は言語聴覚士は実情に応じた適当数とする。

- 2 ステーションには管理者1名を置くものとする。管理者は常勤の保健師又は看護師であることとし、病院等において看護や訪問指導等の業務に従事した経験があり、必要な知識や技能を有するものとする。ただし、管理上支障がない場合は、他の業務又は事業団の他の事業所の業務に従事することがある。
- 3 職員は、業務に支障がない場合は、事業団の他の事業所の業務に従事することがある。
- 4 管理者は、次の各号に定める責務を果たすものとする。
 - 一 職員の管理及び適切な訪問看護が行われるよう必要な配慮をすること。
 - 二 ステーションの設備及び備品について、衛生的な管理に努めること。
 - 三 訪問看護指示書に基づき、適切な訪問看護が行われるよう必要な管理をすること。
 - 四 訪問看護計画書（介護予防を含む）及び訪問看護報告書（介護予防を含む）に関し、必要な管理をすること。
 - 五 主治医との密接な連携を図るとともに、居宅介護支援事業所、保健サービス及び福祉サービスを提供する担当者との連携を図るものとする。
- 5 職員は、次の各号に定める責務を果たすものとする。
 - 一 利用者の病状及び心身の状態に応じ、適切な訪問看護を行うため、主治医との密接な連携を図ること。
 - 二 事業実施主体が、かかりつけの医師に提出する利用者ごとの訪問看護計画書（介護予防を含む）及び訪問看護報告書（介護予防を含む）を作成すること。
 - 三 正当な理由なく、営業上知り得た利用者又は家族等の秘密を漏らしてはならないこと。
 - 四 訪問看護業務に関係のない営利活動等（物品の販売等）を行わないこと。

（営業日及び営業時間）

- 第8条 この事業の営業日は毎週月曜日から金曜日までとし、土・日曜日、国民の祝日及び12月29日から1月3日までの年末年始を休業とする。
- 2 この事業の営業時間は午前8時30分から午後5時15分までとする。
ただし、特別の利用者については、この限りではない。

（訪問看護の提供方法）

- 第9条 利用者は、かかりつけの医師が交付する訪問看護指示書を提出して、ステーションに申し込むものとする。利用者が訪問看護指示書の交付を受けずに利用の申し込みを行った場合、ステーションは、利用者に訪問看護指示書の交付を受けるように指導を行うものとする。
- 2 ステーションは、利用者の療養上の世話が重いことを理由に訪問看護を拒むことがないものとする。
ただし、次の各号に掲げる事由により訪問看護に応じられない場合はやむを得ないものとし、すみやかにその旨をかかりつけの医師及び居宅介護支援事業所に連絡するものとする。
 - 一 申込者の症状が重症であるために対応が困難である場合
 - 二 事業実施区域外で申込者宅まで遠距離であり、適切な訪問看護の提供が困難であると認めた場合
 - 三 現員の看護師等では利用の申込に応じきれない場合

- 3 ステーションは、訪問看護計画の作成に当たって、利用者やその家族に対して主要な事項について説明し、その同意を得るものとする。
- 4 ステーションは、訪問看護計画書（介護予防を含む）を作成した際に当該訪問看護計画書（介護予防を含む）を利用者に交付するものとする。
- 5 ステーションは、医療保険利用者が提出する被保険者証等によって、訪問看護を受ける資格があることを確認するものとする。また介護保険利用者の場合には、介護保険被保険者証によって訪問看護を受ける資格があることを確認するものとする。
- 6 ステーションは、初回の訪問時に、病歴、家族構成、家族介護の状況、日常生活活動の状況、保健福祉サービスの利用の状況等を把握し、訪問看護記録書に記入するものとする。

また、毎回訪問時に、訪問看護年月日、心身状態、病状、家族介護の状況、実施看護の内容、時間等を訪問看護記録書に記入するものとする。その他、訪問看護計画書（介護予防を含む）、訪問看護報告書（介護予防を含む）等も記入するものとする。
- 7 訪問看護の実施に当たっては、療養上の目標を設定し、漫然かつ画一的なものにならないように計画的に行うこととし、次の各号に定めるものとし、訪問看護基準は別に定める。
 - 一 訪問看護にあたっては、訪問看護指示書及び訪問看護計画書（介護予防を含む）に基づき、利用者の心身の機能の維持回復を図るよう適切に行うこと。
 - 二 訪問看護にあたっては、懇切丁寧を旨とし、療養上必要な事項は理解しやすいように、指導すること。
 - 三 訪問看護にあたっては、常に医学の立場を堅持して、利用者の心身の状態を観察し、利用者の心理が健康に及ぼす影響を十分配慮して心理的な効果をあげることができるよう適切な指導を行うこと。
 - 四 常に利用者の病状及び心身の状態並びに日常生活及び家庭環境の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な指導を行うこと。
 - 五 特殊な看護については、行ってはならないこと。職員は医学の立場を堅持し広く一般に認められていない看護等を行ってはならない。
- 8 訪問回数は次の各号のとおりとする。
 - 一 介護保険利用の場合、訪問回数ならびに1回の利用時間は要介護認定実施後の介護計画に基づく。
 - 二 一以外の場合、訪問回数は原則として週3回までとし、1回の利用時間は30分から1時間30分までとする。

ただし、医師の特別な指示がある場合及び難病、末期の悪性腫瘍等の利用者にあたっては、この限りではない。
- 9 ステーションは、利用者ごとに訪問看護計画書（介護予防を含む）及び訪問看護報告書（介護予防を含む）を作成し、原則として月1回かかりつけの医師に提出することとし、記録を保管するものとする。
- 10 ステーションは、適切な訪問看護を行うためかかりつけの医師と密接な連携を図り、その結果を訪問看護記録書に記載するものとする。特に訪問看護の提供の要否判定は、少なくとも6か月ごとにかかりつけの医師に相談し、指示を受けるものとする。
- 11 ステーションは、医療保険利用者には、市町の実施する保健福祉サービスとの連携に十分配慮するものとし、必要な情報を利用者の同意を得て利用者の居住する市町に対し提供するものとする。なお、介護保険利用者には、居宅介護支援事業所との連携を充

分とるよう配慮するものとする。

また、次の場合は意見を付して利用者の居住地の市町に通知するものとする。

- 一 正当な理由なしに訪問看護に関する指導に従わないとき。
- 二 偽りその他不正行為があるとき。

(緊急時における対応方法)

第10条 事業実施に緊急を要する場合、かかりつけ医師の指示を受け、対応する。

(利用料に関する事項)

第11条 利用料は、利用者から徴収するものとし、次の各号のとおりとする。

一 介護保険適用の場合

ア 訪問看護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該訪問看護が法定代理受領サービスであるときは、介護報酬告示上の額に各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。

イ 通常の事業の実施区域を超えて行う指定訪問看護に要した交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、事業所と利用者の住居を、最も合理的で経済的な経路を運行して事業実施区域を超えたときは、その超えた地点から地図上の直線距離で半径2キロごとに50円の交通費を徴収する。

ウ 上記の費用の支払を受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払に同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

二 一以外の場合

利用料の種類	査収対象	利 用 料 の 額
医療保険訪問看護基本利用料	1日	健康保険法等に定める自己負担割合による
差額利用料（消費税別） ・ 1時間30分を超える利用	30分につき	1,000円
・ 営業日外の訪問看護の利用	1回につき	1,000円
実費負担のもの（消費税別）	・ 交通費	＜左記のうち交通費＞ 自動車を使用した場合の交通費は、事業所と利用者の住宅を結ぶ地図上の直線距離が2キロメートル未満は50円、2キロメートルを超え4キロメートル未満は100円、以下2キロメートル毎に50円を加算した額とする。

2 ステーションは、利用者からの利用料の支払いを受けた場合には領収証を交付し、その控えを保管するほか、利用料に関する帳簿の整理を行い、利用料の徴収記録を明らかにするものとする。

(運営委員会の設置)

第12条 地域に開かれた運営を確保する観点から、各訪問看護ステーションに運営委員会を設置するものとする。

(その他ステーションの運営に関する重要事項)

第13条 この事業を進めるために次の各号を定める。

一 掲示及び提示

ステーションの設置場所の見やすい所に、運営規程の概要、訪問看護師の勤務の体制、その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項、並びに苦情に対する措置の概要に関する事項を掲示しなければならない。事業の開始には、利用者又は家族に対し、職員の勤務体制、サービス内容、緊急時の対応、利用料に関する事項を記入した文書を交付しなければならない。

二 記録整備

設備、備品、職員、会計及び利用者に対する訪問看護その他サービスの提供に関する記録を整備しなければならない。

2 利用者に対する指定訪問看護サービスの提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

一 第6条に規定する主治の医師による指示の文書

二 訪問看護計画書（介護予防を含む）

三 訪問看護報告書（介護予防を含む）

四 第9条6項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

五 第9条11項に規定する市町への通知に係る記録

六 第14条2項に規定する苦情の内容等の記録

七 第15条2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置の記録

八 身体拘束等に関する記録

(苦情処理)

第14条 提供した訪問看護サービスに関する相談や苦情については、ステーションにて受け付けるものとする。

2 前項の苦情を受け付けた場合は、当該苦情の内容等を記録しておくものとする。

3 ステーションは提供した訪問看護サービスに関し、市町が行う文書その他の物件の提出若しくは提出の求め又は当該市町の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市町が行う調査に協力するとともに、市町から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

4 ステーションは、市町からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市町村に報告するものとする。

5 ステーションは提供した訪問看護サービスに係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

6 ステーションは、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告するものとする。

(事故発生時の対応)

第15条 利用者に対する訪問看護サービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町、利用者の家族等に連絡し、必要に応じて応急処置を行う。

2 ステーションは、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置を記録しておくものとする。

3 前2項により賠償すべき事故が生じた場合は、ステーションが損害賠償の責任を負う。
(衛生管理について)

第16条 ステーションは、当該職員について年に一回定期健診を実施し健康維持に努めると同時に、事務所内についても常に清潔を保持するなど、衛生管理に努めるものとする。

2 ステーションは、ステーション内において感染症の発生、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

一 ステーションにおける感染症の発生予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を整備する。

二 ステーションにおける感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。

三 ステーションにおいて、職員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(秘密の保持)

第17条 ステーションは、訪問看護サービスを提供する上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密、個人情報については、利用者又は第三者の生命、身体等に危険がある場合を除いて、第三者に漏らすことはないものとする。

2 前項の規定にかかわらず、利用者のためのサービス担当者会議及び介護支援専門員と事業者との連絡調整において必要な場合に、一定条件の下で情報提供ができるものとする。

(職員の研修について)

第18条 ステーション及び事業団は、職員の訪問看護技術及び質の更なる向上のために、年に数回程度の研修会を開催するものとし、併せて看護協会や自治体等が主催する各種研修会への参加を積極的に推進するものとする。

(虐待防止に関する事項)

第19条 ステーションは、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各項に掲げる措置を講じるものとする。

一 虐待防止のための対策を検討する委員会を整備する。

二 虐待の防止のための指針を整備する。

三 職員に対し、虐待の防止のための研修会を定期的実施する。

四 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

2 ステーションは、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町に通知するものとする。

(業務継続計画の策定等)

第20条 ステーションは、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する訪問看護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を整備し、当該業務計画に従い必要な措置を講

じるものとする。

- 2 ステーションは、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- 3 ステーションは、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(勤務体制の確保)

第21条 ステーションは、適切な訪問看護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより看護師等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

(事業実施地域)

第22条 通常の実業実施地域は、次のとおりとする。

- 一 事業実施地域 かほく市

(補則)

第23条 この規程に定めるもののほか、事業の実施に必要な事項は、理事長が別に定める。

附則

この規程は、一般社団法人の設立の登記の日から施行する。

附則

この規程は、平成25年11月15日から施行する。

附則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成30年8月10日から施行する。

附則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附則

この規程は、令和7年12月25日から施行する。